

議題5 「新型コロナウイルス感染症対策」について

3. 児童館・児童センター、学童クラブにおける対策

◎運営

児童館・児童センター

3/27～6/30 休館

休館中における、児童館・センターの人材及び場所を、学童クラブの3密対策として活用

学童クラブ

3密対策等配慮した中で、原則開所。

【開所時間等】

- ・3/3～3/19 休校中の学校預かりがあったため、下校時間後からの開所
- ・3/23～3/26 本来、午後からの開所予定であったが8：00～19：00開所
- ・3/27～（春休み期間中）8：00～19：00開所
- ・4/7～5/25（緊急事態宣言中）8：00～19：00開所
- ・5/26～5/29（宣言解除後）8：00～19：00開所
- ・6/1～6/12（分散登校期間中）8：00～19：00開所
- ・6/15～（学校の通常授業開始）下校後～19：00開所

【運営上の工夫】

- ・4/20～5/31 一部の学童クラブを集約
- ・3密回避のため、児童館・センターのスペースや学校の体育館・教室など活用
- ・6/1～8/7 3密回避のため、一部の学童クラブにおいて保護者及び本人同意のもと、4年生児童を余裕のある学童クラブへ移動し預かりを実施
- ・児童館・センターの人材を学童クラブの運営に活用
- ・放課後子供教室（わこうっこクラブ）の人材を学童クラブ運営に活用
- ・感染拡大予防のため、消毒スプレー、ハンドソープを配布
- ・感染予防のポスター掲示

◎市民への対応

児童館・児童センター

広報・HP等に児童館・センターの休館のお知らせを掲載

児童館・センター入口に休館のお知らせを掲示

（裏面あり）

学童クラブ

関係課（保育サポート課、教育委員会、生涯学習課等）と連携し周知

【具体的な対応】

- ・周知は、市は郵送、学童クラブ運営者はメール配信の双方で実施
市からの通知は、全在籍者に対するもの（開所時間に関するもの、臨時休校を受けた学童クラブの対応に関するもの、緊急事態宣言発令に伴うもの、登所自粛に伴う減額申請に関するもの等）及び、対象学童クラブ在籍者に対するものを発送
- ・3月～6月における学童クラブ利用料等の減額対応（月の登所日数が10日以内の場合）
- ・育児休業中の保護者の復帰時期を6月末日までに延長
- ・春休み短期入所者の入所期間を6/12まで延長
- ・保護者の勤務先宛に「登所自粛要請通知」作成

◎その他

- ・健康観察、感染予防対策、衛生管理の徹底
- ・市内事業者から学童クラブに焼菓子の寄贈あり